

都道府県特認地域及び特認基準の変更について

令和 7 年 7 月

農林水産省

1. 中山間地域等直接支払制度の対象地域と対象農用地に係る特認

- 中山間地域等直接支払制度では、地域振興立法8法と棚田地域振興法の指定地域に加え、地域の実態に応じて都道府県知事が指定する地域(特認地域)を対象地域としている。
- また、対象地域内において、傾斜等の基準を満たす農用地に加え、これらに準ずるものとして都道府県知事が定める基準(特認基準)を満たす農用地を対象農用地としている。

対 象 地 域

地域振興立法8法

- ・ 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律
- ・ 山村振興法
- ・ 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法
- ・ 半島振興法
- ・ 離島振興法
(以上を「地域振興立法5法」と称する。)
- ・ 沖縄振興特別措置法
- ・ 奄美群島振興開発特別措置法
- ・ 小笠原諸島振興開発特別措置法
- ・ 棚田地域振興法

【 特 認 地 域 】

- ・ 地域の実態に応じて都道府県知事が指定する自然的・経済的・社会的条件が不利な地域
- ※ 第5期対策では、大阪府と沖縄県を除く45都道府県が特認地域を指定

(地域の例)
・ 8法地域に地理的に接する地域

対 象 農 用 地

- ・ 急傾斜
(田: 1/20以上
畑、草地、採草放牧地: 15度以上)
- ・ 自然条件により小区画・不整形な田
- ・ 積算気温が低く、草地比率の高い(70%以上)地域の草地
- ・ 緩傾斜(市町村長が認めた場合)
(田: 1/100～1/20
畑、草地、採草放牧地: 8～15度)
- ・ 高齢化率・耕作放棄率の高い農地(市町村長が認めた場合)

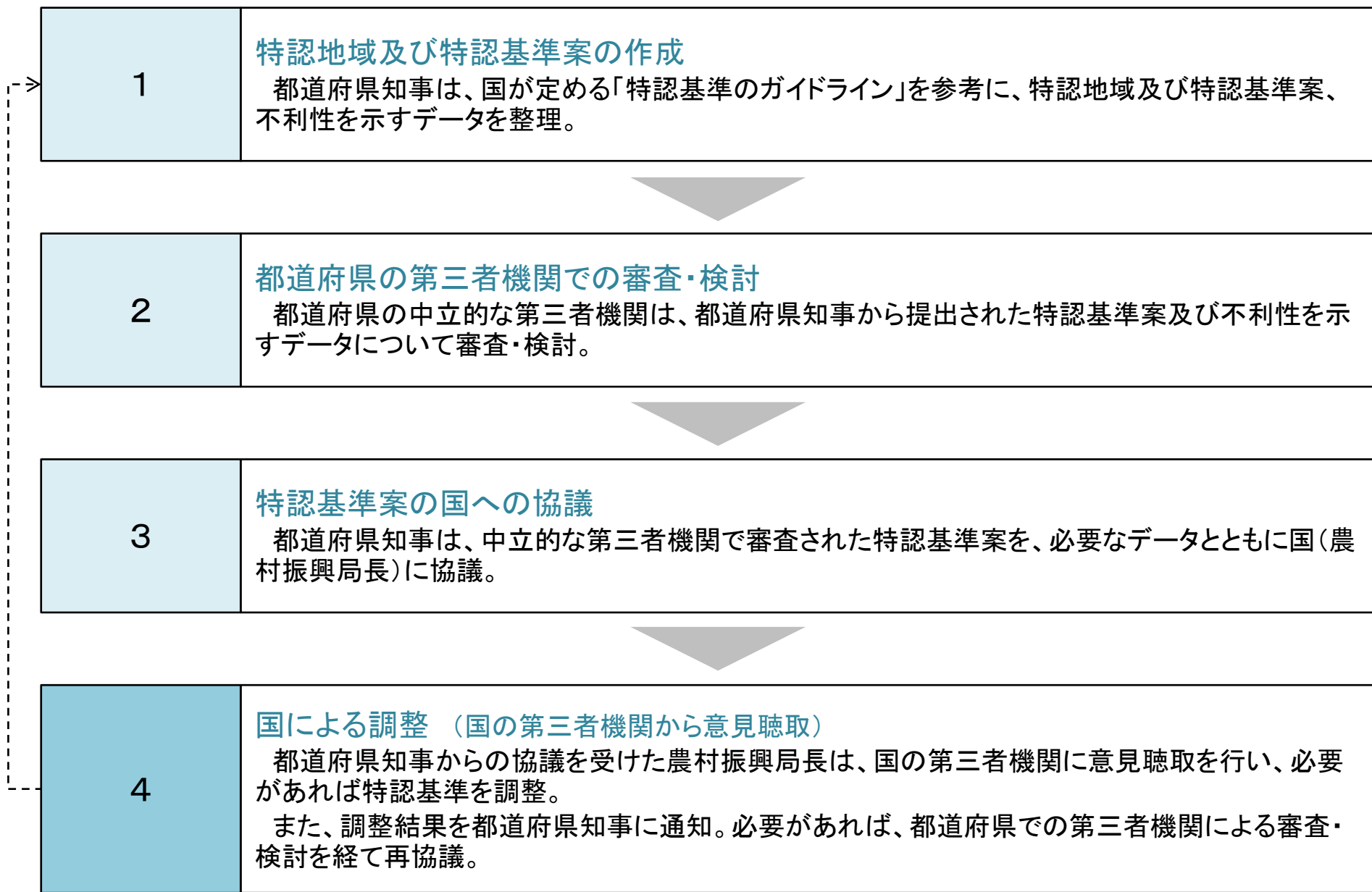
【 特 認 基 準 】

- ・ 上記に準ずるものとして、都道府県知事が定める基準
- ※ 第5期対策では、6県(新潟県、島根県、山口県、長崎県、鹿児島県、沖縄県)が特認基準を設定

(基準の例)
・ 離島の平地

(注) このほか、東日本大震災復興特別区域法に規定する復興特別区域内に存する、特認基準に該当する農用地も、特例として対象農用地とすることができる(ただし、実績はない)。

2. 特認地域及び基準の設定に係る事務の流れ



3. 国の特認基準のガイドライン（抜粋）

要領の運用（別記4） 特認基準のガイドライン

都道府県知事は、次に掲げるガイドラインを参考に特認基準を策定する。

1 8法地域内の農用地（3の農用地を除く。）

8法地域内の農用地にあつては、勾配が田で1/100以上、畑、草地又は採草放牧地で8度以上の農用地と同等の農業生産条件の不利性があり、他の農用地に比べて耕作放棄率が高いこと。

2 8法地域以外の農用地（3の農用地を除く。）

8法地域以外の農用地にあつては、次の(1)から(3)までのいずれかの要件を満たす地域の中で(4)の要件を満たす農用地であること。

なお、(3)については、特定農山村法等の地域振興立法の要件等を考慮し、別の基準を定めることができるものとする。ただし、この場合においては、第3の13の(3)により、必要があれば調整するものとする。

(1) 8法地域に地理的に接する農用地

(2) 農林統計上の中山間地域（農林統計に用いる地域区分の改訂について（令和5年3月2日付け4統計第1883号）の3の(2)の農業地域類型区分のうち「中間農業地域」又は「山間農業地域」をいう。地域区分は旧市町村単位とする。）

(3) 三大都市圏の既成市街地等に該当せず、次のアからウまでの要件を満たすこと。

ア 農林業従事者割合が10%以上または農林地率が75%以上

イ DID（人口集中地区）からの距離が30分以上

ウ 人口の減少率（平成27年～令和2年）が3.5%以上でかつ、人口密度150人／km²未満であること

(4) 次のアからオまでのいずれかの要件を満たすこと。

ア 傾斜農用地（田1/100以上、畑、草地及び採草放牧地8度以上）

イ 自然条件により小区画・不整形な田

ウ 草地比率が高い（70%以上）地域の草地

エ 高齢化率・耕作放棄率の高い農地

オ 8法地域内の都道府県知事が定める基準の農用地

3 復興特別区域（東日本大震災復興特別区域法（平成23年法律第122号）第2条第2項に規定する復興特別区域をいう。以下同じ。）内の農用地

（略）

4 各要件の算出方法等

(1)～(6)（略）

4. 第6期対策における特認地域の変更（案）①

県名	現行	変更(案)	備考
岩手県	① 8法地域に地理的に接する農用地 ② 農林統計上の中山間地域(旧市町村) ③ a又はbに該当する地域(旧町村単位。センサス集落単位での指定も可) a 法指定地域に隣接し、次のアからウまでの要件をすべて満たす地域 ア 農林業従事者割合が10%以上又は農林地率が75%以上 イ D I D(人口集中地区)を含まない地域 ウ 人口減少率(H22~H27)が3.5%以上若しくは人口密度150人/㎢未満 又は当該地域の属する市町村財政力指数が0.42以下である地域 b 法指定地域に隣接せず、次のアからウまでの要件をすべて満たす地域 ア 農林業従事者割合が10%以上又は農林地率が75%以上 イ D I Dからの距離が30分以上 ウ 人口減少率(H22~H27)が3.5%以上かつ人口密度150人/㎢未満 ④ 第4期対策で特認地域に指定された地域で、次の要件を満たす地域 ア 農林業従事者割合が10%以上又は農林地率が75%以上 イ D I Dを含まない、又はD I Dからの距離が30分以上 上記①~④の地域は、下記の農用地のみ対象とする ○急傾斜農用地 ○自然条件により小区画・不整形な田 ○緩傾斜農用地 ○高齢化率(40%以上)・耕作放棄率(田8%以上、畑15%以上)の高い農地	① 8法地域に地理的に接する農用地 ② 農林統計上の中山間地域(旧市町村) ③ a又はbに該当する地域(旧町村単位。センサス集落単位での指定も可) a 法指定地域に隣接し、次のアからウまでの要件をすべて満たす地域 ア 農林業従事者割合が10%以上又は農林地率が75%以上 イ D I D(人口集中地区)を含まない地域 ウ 人口減少率(H27~R2)が3.5%以上若しくは人口密度150人/㎢未満 又は当該地域の属する市町村財政力指数が0.51以下である地域 b 法指定地域に隣接せず、次のアからウまでの要件をすべて満たす地域 ア 農林業従事者割合が10%以上又は農林地率が75%以上 イ D I Dからの距離が30分以上 ウ 人口減少率(H27~R2)が3.5%以上かつ人口密度150人/㎢未満 ④ 第4期対策又は第5期対策で特認地域に指定された地域で、次の要件をすべて満たす地域 ア 農林業従事者割合が10%以上又は農林地率が75%以上 イ D I Dを含まない、又はD I Dからの距離が30分以上 上記①~④の地域は、下記の農用地のみ対象とする ○急傾斜農用地 ○自然条件により小区画・不整形な田 ○緩傾斜農用地 ○高齢化率(40%以上)・耕作放棄率(田8%以上、畑15%以上)の高い農地	【変更の内容及び理由】 ●③の人口減少率の算定年次の範囲を、直近の調査年次に更新 ●③の市町村財政力指数の値を、過疎法の過疎地域要件(財政力指数)の見直しに伴い更新 ●④について、“第4期に指定された地域”としていた基準に“第5期”を追加 【変更(案)について】 ・単なるデータ更新であることから妥当と判断。 ・過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に規定される過疎地域要件の1つである財政力指数の見直しに伴う更新であるため妥当と判断。 ・④について、第5期対策で特認地域に指定されていた地域で、かつ、アとイの要件を満たすこととしており、同様の要件で第4期対策の地域が認められることから、第5期対策の地域も認めることは妥当と判断。 ・ただし、④の要件を前期対策に限らず、対象期間を延ばしていくことについては、地域の実態に応じて条件不利地域を設定する特認地域の制度主旨を踏まえ、県に対して、第6期対策における適用状況を検証した上で次期対策においてその取扱いを検討することを求める。

4. 第6期対策における特認地域の変更（案）②

県名	現行	変更(案)	備考
山形県	① 8 法地域に地理的に接する農地 ② 農林統計上の中山間地域(旧市町村) ③ 次のア又はイに該当する地域(旧市町村又はセンサス集落) ア 8 法地域に隣接し、次の(ア)から(ウ)の要件を満たす地域 (ア) 農林業従事者割合が10%以上又は農林地率が75%以上 (イ) DIDを含まない地域 (ウ) 次のaからcまでのいずれかの要件を満たすこと a 農業従事者の高齢化率が39.8%(県平均)以上 b 耕作放棄率が田で1.7%(県平均)以上又は耕地全体で3.1%(県平均)以上 c 当該地域の属する市町村の財政力指数が0.367以下 イ 8 法地域に隣接せず、上記アの(ア)から(ウ)までの要件に加え、次の要件を満たす地域 ・人口減少率(H22～H27)が3.5%以上又は人口密度150人/k㎡未満 〔上記①～③の地域は、下記の農用地のみ対象とする〕 ○急傾斜農地 ○自然条件により小区画・不整形な田 ○緩傾斜農地	① 8 法地域に地理的に接する農地 ② 農林統計上の中山間地域(旧市町村) ③ 次のア又はイに該当する地域(旧市町村又はセンサス集落) ア 8 法地域に隣接し、次の(ア)から(ウ)の要件を満たす地域 (ア) 農林業従事者割合が10%以上又は農林地率が75%以上 (イ) DIDを含まない地域 (ウ) 次のaからcまでのいずれかの要件を満たすこと a 農業従事者の高齢化率が50.6%(県平均)以上 b 耕作放棄率が田で1.7%(県平均)以上又は耕地全体で3.0%(県平均)以上 c 当該地域の属する市町村の財政力指数が0.35以下 イ 8 法地域に隣接せず、上記アの(ア)から(ウ)までの要件に加え、次の要件を満たす地域 ・人口減少率(H27～R2)が3.5%以上又は人口密度150人/k㎡未満 〔上記①～③の地域は、下記の農用地のみ対象とする〕 ○急傾斜農地 ○自然条件により小区画・不整形な田 ○緩傾斜農地	【変更の内容及び理由】 ●③の基準の根拠となる数値の時点修正（県平均） ●③の人口減少率の算定年次の範囲を、直近の調査年次に更新 【変更(案)について】 ・既存の基準を直近数値に更新したものであり、引き続き8法指定地域と同程度の条件の不利性が確保されることから妥当と判断。

4. 第6期対策における特認地域の変更（案）③

県名	現行	変更(案)	備考
福島県	① 3法地域に地理的に接する農用地 ② 農林統計上の中山間地域(旧市町村) ③ 過疎地域に準ずる地域(準過疎地域)。(福島県市町村振興基金貸付規則による)(市町村) ④ 次の(1)から(3)のすべてを満たす地域(旧市町村) (1) 農林業従事者割合 10%以上又は農林地率75%以上 (H27) (2) DID地区を含まない (3) 高齢化率16%以上又は若年者人口割合が16%以下 (H27) 上記①～④の地域は、下記の農用地のみ対象とする ○急傾斜農用地 ○自然条件により小区画・不整形な田 ○緩傾斜農用地 ・急傾斜農用地と連担する農用地 ・緩傾斜農用地に別の農業条件不利が加わる場合	① 3法地域に地理的に接する農用地 ② 農林統計上の中山間地域(旧市町村) ③ 過疎地域に準ずる地域(準過疎地域)。(福島県市町村振興基金貸付規則による)(市町村) ④ 次の(1)から(3)のすべてを満たす地域(旧市町村) (1) 農林業従事者割合 5%以上又は農林地率75%以上 (R2) (2) DID地区を含まない (3) 高齢化率16%以上又は若年者人口割合が16%以下 (R2) 上記①～④の地域は、下記の農用地のみ対象とする ○急傾斜農用地 ○自然条件により小区画・不整形な田 ○緩傾斜農用地 ・急傾斜農用地と連担する農用地 ・緩傾斜農用地に別の農業条件不利が加わる場合	【変更の内容及び理由】 ●④の農林業従事者割合の基準を変更 ●④の基準の根拠となる数値の算定年次を直近の調査年次に更新 【変更(案)について】 ・④の農林業従事者割合の変更について、農林業従事者数が県全体で約21万人(12.75%)(2015センサス)から約10万人(6.74%)(2020センサス)へ半減しており、割合の変更は妥当と判断。

4. 第6期対策における特認地域の変更（案）④

県名	現行	変更(案)	備考
長野県	① 8 法地域に地理的に接する農用地 ② 農林統計上の中山間地域(旧市町村) ③ 次の a 又は b に該当する地域 a 8 法地域に隣接する旧市町村において、次のすべての要件を満たす地域 ア 農林業従事者割合が10%以上(新又は旧市町村単位) イ DIDを含まない旧市町村又は、DIDを含む旧市町村にあつてはDIDを除く地域 ウ 人口 8 万人以下の旧市町村 b 8 法地域に隣接しない旧市町村において、次のすべての要件を満たす地域 ア 農林業従事者割合が13%以上（新又は旧市町村単位） イ DIDを含まない旧市町村 ウ 人口 5 万人以下の旧市町村 ④ 次のいずれかの要件を満たす地域において、前期対策から引き続き本対策に参加する協定集落が取り組む農用地 a 農業従事者の高齢化率が県平均以上(新又は旧市町村単位) b 農林地率が75%以上(新又は旧市町村単位) 〔 上記①～④の地域は、下記の農用地のみ対象とする 〕 ○急傾斜農用地 ○急傾斜農用地に連担する緩傾斜農用地 ○自然条件により小区画・不整形な田	① 8 法地域に地理的に接する農用地 ② 農林統計上の中山間地域(旧市町村) ③ 次の a 又は b に該当する地域 a 8 法地域に隣接する旧市町村において、次のすべての要件を満たす地域 ア 農林業従事者割合が10%以上(新又は旧市町村単位) イ DIDを含まない旧市町村又は、DIDを含む旧市町村にあつてはDIDを除く地域 ウ 人口 8 万人以下の旧市町村 b 8 法地域に隣接しない旧市町村において、次のすべての要件を満たす地域 ア 農林業従事者割合が13%以上（新又は旧市町村単位） イ DIDを含まない旧市町村 ウ 人口 5 万人以下の旧市町村 ④ 次のいずれかの要件を満たす地域において、前期対策から引き続き本対策に参加する協定集落が取り組む農用地 a 農業従事者の高齢化率が県平均以上(新又は旧市町村単位) b 農林地率が75%以上(新又は旧市町村単位) 〔 上記①～④の地域は、下記の農用地のみ対象とする 〕 ○傾斜農用地 ○自然条件により小区画・不整形な田	【変更の内容及び理由】 ●対象となる農用地基準の変更（緩傾斜地について急傾斜地との物理的連担という要件の緩和） 【変更(案)について】 ・対象となる農用地基準の変更について、国の特認基準のガイドラインに沿った内容であるため妥当と判断。

4. 第6期対策における特認地域の変更（案）⑤

県名	現行	変更(案)	備考
福岡県	① 8 法地域に地理的に接する農地 ② 農林統計上の中山間地域(旧市町村) ③ 次の a 又は b に該当する地域(旧市町村、センサス集落) a 8 法地域に隣接し、次のアからウまでの要件をすべて満たす地域 ア 農林業従事者割合が10%以上又は農林地率が75%以上 イ DIDを含まない地域 ウ 人口減少率 (H22～H27) が3.5%以上又は人口密度150人/㎢未満若しくは高齢化率39%以上(県内8法地域平均)(センサス集落単位の指定の場合、法指定地域との隣接は旧市町村での判断も可) b 8 法地域に隣接しない場合、上記 a のア及びイの要件に加え、次の要件を満たす地域 ・ 高齢化率39%以上で、人口減少率 (H22～H27) が3.5%以上又は人口密度150人/㎢未満の地域 〔 上記①～③の地域は、下記の農用地のみ対象とする 〕 ○急傾斜農用地 ○急傾斜農用地と連担する緩傾斜農用地	① 8 法地域に地理的に接する農地 ② 農林統計上の中山間地域(旧市町村) ③ 次の a 又は b に該当する地域(旧市町村、センサス集落) a 8 法地域に隣接し、次のアからウまでの要件をすべて満たす地域 ア 農林業従事者割合が10%以上又は農林地率が75%以上 イ DIDを含まない地域 ウ 人口減少率 (H27～R2) が3.5%以上又は人口密度150人/㎢未満若しくは高齢化率54%以上(県内8法地域平均)(センサス集落単位の指定の場合、法指定地域との隣接は旧市町村での判断も可) b 8 法地域に隣接しない場合、上記 a のア及びイの要件に加え、次の要件を満たす地域 ・ 高齢化率54%以上で、人口減少率 (H27～R2) が3.5%以上又は人口密度150人/㎢未満の地域 〔 上記①～③の地域は、下記の農用地のみ対象とする 〕 ○傾斜農用地(田 1/100以上、畑 8度以上)	【変更の内容及び理由】 ●③の人口減少率の算定年次の範囲を直近の調査年次に更新 ●③の高齢化率の時点修正 ●対象となる農用地基準の変更（緩傾斜地について急傾斜地との物理的連担という要件の緩和） 【変更(案)について】 ・ 既存の基準を直近数値に更新したものであり、引き続き8法指定地域と同程度の条件の不利性が確保されることから妥当と判断。 ・ 対象となる農用地基準の変更について、国の特認基準のガイドラインに沿った内容であるため妥当と判断。

4. 第6期対策における特認地域の変更（案）⑥

県名	現行	変更(案)	備考
熊本県	①8法地域に地理的に接する農地 ②農林統計上の中山間地域(旧市町村) ③傾斜地等の農地等における多面的機能を確保する必要性は高いが、農業生産条件が不利で、耕作放棄地の発生の懸念が大きいと市町村長が認める地域で、次の(a)かつ(b)の要件を満たす地域 (a)農業従事者割合が10%以上又は、農業従事者の減少率が県平均以上の地域(旧市町村) (b)DIDを含まない地域(旧市町村)、又は、農業従事者の高齢化率が30%以上の地域(旧市町村) (農林統計上の都市的地域でない旧市町村に限る。なお、当該旧市町村内のDIDに含まれる農用地については、対象農用地としない) ④前期対策で特認地域に指定された地域(旧市町村)で、次の(a)かつ(b)の要件を満たす農地 (a)8法地域または上記①から③までのいずれかに該当する対象地域内に存する対象農用地と営農上一体的な管理が必要な農地 (b)前期対策で交付金の交付があった農地 上記①～③の地域は、下記の農用地のみ対象とする ○急傾斜農地 ただし、8法地域内の対象農用地または特認地域内に存する急傾斜の一団の農用地(田、畑に限る。)と営農上一体的な管理が必要な農地は、次のアからウまでのいずれかに該当する農地を対象農用地とする。 ア 傾斜農地(田:1/100以上、畑:8度以上) イ 自然条件により小区画・不整形な田 ウ 高齢化率・耕作放棄地率の高い農地 (高齢化率40%以上、耕作放棄地率 田8%以上 畑15%以上)	①8法地域に地理的に接する農地 ②農林統計上の中山間地域(旧市町村) ③傾斜地等の農地等における多面的機能を確保する必要性は高いが、農業生産条件が不利で、耕作放棄地の発生の懸念が大きいと市町村長が認める地域で、次の(a)かつ(b)の要件を満たす地域 (a)農業従事者割合が10%以上又は、農業従事者の減少率が県平均以上の地域(旧市町村、センサス集落の順に適用。) (b)DIDを含まない地域(旧市町村)、又は、農業従事者の高齢化率が30%以上の地域(旧市町村、センサス集落の順に適用。) (農林統計上の都市的地域でない旧市町村に限る。なお、当該旧市町村内のDIDに含まれる農用地については、対象農用地としない) ④前期対策までに特認地域に指定された地域(旧市町村)で、次の(a)かつ(b)の要件を満たす農地 (a)8法地域または上記①から③までのいずれかに該当する対象地域内に存する対象農用地と営農上一体的な管理が必要な農地 (b)前期対策で交付金の交付があった農地(当該農地に隣接し、新たな対策期間内に営農を再開する農地を含む。) 上記①～③の地域は、下記の農用地のみ対象とする ○急傾斜農地 ただし、8法地域内の対象農用地または特認地域内に存する急傾斜の一団の農用地(田、畑に限る。)と営農上一体的な管理が必要な農地は、次のアからウまでのいずれかに該当する農地を対象農用地とする。 ア 傾斜農地(田:1/100以上、畑:8度以上) イ 自然条件により小区画・不整形な田 ウ 高齢化率・耕作放棄地率の高い農地 (高齢化率40%以上、耕作放棄地率 田8%以上 畑15%以上)	【変更の内容及び理由】 ●③の地域の区分を“旧市町村”としていたものを“旧市町村、センサス集落の順に適用。”に変更 ●④について、“当該農地に隣接し、新たな対策期間内に営農を再開する農地を含む。”を追加 【変更(案)について】 ・③について、新たな基準により指定される地域(センサス集落)は、データにより条件の不利益を有する地域であることが認められることから妥当。 ・④について、新たな基準により指定される農地は、これまでの基準により特認に指定される農地に隣接しており、一体的に管理するものであるため、妥当と判断。 ・ただし、④の要件を前期対策に限らず、対象期間を延ばしていくことについては、地域の実態に応じて条件不利地域を設定する特認地域の制度主旨を踏まえ、県に対して、第6期対策における適用状況を検証した上で次期対策においてその取扱いを検討することを求める。

【参考】要領・要領の運用における特認地域及び特認基準の規定（抜粋）

要領

第4 対象地域及び対象農用地

1 対象地域

交付金の交付対象となる地域（以下「対象地域」という。）は次の(1)から(10)までの地域とする。

(1)～(9) 略

(10) 地域の実態に応じて都道府県知事が指定する自然的・経済的・社会的条件が不利な地域（以下「特認地域」という。）

2 対象農用地

交付金の交付対象となる農用地（以下「対象農用地」という。）は、...次の(1)から(4)まで及び(6)のいずれかの基準を満たすもの...とする。

(1)～(5) 略

(6) (1)から(4)までの基準に準ずるものとして、都道府県知事が定める基準（以下「特認基準」）に該当する農用地

要領の運用

第3 対象農用地の基準

13 特認地域及び特認基準について

(1) 特認地域及び特認基準の設定及び変更

都道府県知事は、実施要領第4の1の(10)の特認地域及び同2の(6)の特認基準の設定及び変更に当たっては、別記4を参考にして、次のア又はイに掲げるデータを実施要領第8の2の中立的な第三者機関に提出し、審査検討を行うものとする。

ア 8法地域...については、傾斜地等と同等の農業生産条件の不利性があり、他の農用地に比べ耕作放棄率が高いことを示すデータ

イ 8法外地域...については、自然的・経済的・社会的条件の悪い地域で、かつ、農業生産条件の不利性があることを示すデータ

(2) 都道府県知事は、中立的な第三者機関で審査された特認地域及び特認基準について、「◎◎県における特認基準の制定(変更)について（提出）（参考様式第1号）」に次表に掲げる必要なデータを添付し、地方農政局長...を経由して農村振興局長に協議する。

	地域・農用地区分	データの提出
8法地域	農業生産条件の不利な農用地	農業生産条件の不利性を示すデータ ① コスト格差 ②耕作放棄率が他の農用地に比べ高いこと。
8法外地域	8法に準ずる地域	農村振興局長が定めるガイドラインに基づかないもの。 自然的・経済的・社会的条件の不利性を示すデータ 農村振興局長が定めるガイドラインに基づく場合は、データの提出は必要としない。
	農業生産条件の不利な農用地	農村振興局長が定めるガイドラインに基づかないもの。 ① コスト格差 ②耕作放棄率が他の農用地に比べ高いこと。 農村振興局長が定めるガイドラインに基づく場合は、データの提出は必要としない。

(3)、(4) 略